

不妊治療への医療保険適用の拡大を求める意見書

公益社団法人日本産科婦人科学会のまとめによると、平成30年に不妊治療の一つである体外受精で生まれた子供は5万6,979人となり、前年に続いて過去最高を更新したことがわかりました。これは実に16人に1人が体外受精で生まれたこととなります。また、晩婚化などで妊娠を考える年齢が上がり、不妊に悩む人がふえていることから、治療件数も45万4,893件と過去最高となりました。

国においては、平成16年度から年1回10万円を限度に助成を行う特定不妊治療費助成事業が創設され、その後も助成額や所得制限などを段階的に拡充しています。また、不妊治療への医療保険適用もなされてきましたが、その範囲は不妊の原因調査などの一部に限られています。医療保険適用外の体外受精や顕微授精は、1回当たり数十万円の費用がかかり何度も繰り返すことが多いため、不妊治療を行う人々にとっては、過重な経済負担になる場合が多くなっています。

厚生労働省は、不妊治療の実施件数や費用などの実態調査を10月から始めていますが、医療保険適用の拡大及び所得制限の撤廃も含めた助成制度の拡充は、早急に解決しなければならない喫緊の課題です。

よって、国におかれましては、不妊治療を行う人々が、今後も安心して治療に取り組むことができるよう、下記の事項について強く要望いたします。

記

- 1 不妊治療は、一人一人に最適な形で実施することが重要であるため、不妊治療の医療保険適用の拡大に当たっては、治療を受ける人の選択肢を狭めることがないように十分配慮すること。具体的には、現在、助成対象となっていない人工授精を初め、特定不妊治療である体外受精や顕微授精、さらには男性に対する治療についても、その対象として検討すること。
- 2 不妊治療の医療保険適用の拡大が実施されるまでの間については、その整合性も考慮しながら、所得制限の撤廃や回数制限の緩和など、既存の助成制度の拡充を行うことにより、幅広い世帯を対象とした経済的負担の軽減を図ること。
- 3 不妊治療と仕事を両立できる環境をさらに整備するとともに、相談やカウンセリングなどといった不妊治療に関する相談体制の拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年12月10日

北海道江別市議会

提出先
内閣総理大臣
厚生労働大臣